

## 暴力団等排除に係る契約解除と損害賠償に関する特記事項

(総則)

### 第1条

この特記事項は、この特記事項が添付される契約（以下「契約」という。）と一体をなす。

2 安房郡市広域市町村圏事務組合（以下「発注者」という。）と契約の相手方（以下「受注者」という。）は、安房郡市広域市町村圏事務組合暴力団排除条例（平成29年条例第1号）第3条に規定する基本理念に基づき、同条例第8条及び安房郡市広域市町村圏事務組合契約に係る暴力団対策措置要綱（平成29年訓令第4号）に基づく措置として、この特記事項を設ける。

(表明確約)

### 第2条

受注者は、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約する。

(1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。以下同じ。）の役員等（代表者、役員、支店又は営業所の代表者、理事その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団、暴力団員又は暴力団員等（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。）であること。

(2) 役員等が、自己、自社又は第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用すること。

(3) 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、暴力団の維持・運営に協力し、若しくは関与していること。

(4) 役員等が、暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、これを不当に利用すること。

(5) 役員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していること。

2 受注者は、前項各号に該当する者を、下請負人、受任者その他契約に関連する契約の相手方として使用しないことを確約する。

(暴力団等排除に係る解除)

### 第3条

発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、催告することなく契約を解除することができる。

(1) 受注者が第2条第1項各号のいずれかに該当するとき。

(2) 下請契約、資材・原材料の購入契約その他契約に関連する契約において、その相手方が第2条第1項各号に該当することを知りながら契約したと認められるとき。

(3) 受注者が、発注者から第2条第1項各号に該当する者との契約の解除を求められたにもかかわらず、これに従わないとき。

2 受注者が共同企業体又は官公需適格組合である場合は、その構成員が前項各号に該当

したときも同様とする。

3 前2項により契約が解除された場合、受注者は、契約金額の10分の1に相当する額を違約金として、発注者が指定する期限までに支払わなければならない。

4 契約保証金が納付されているときは、発注者は、当該契約保証金を違約金に充当することができる。

5 発注者は、本条に基づき契約を解除したことにより受注者に生じた損害について、一切の賠償又は補償を行わない。

(不当介入の排除)

#### 第4条

受注者は、契約の履行に当たり、次の事項を遵守しなければならない。

(1) 暴力団又は暴力団員等から不当又は違法な要求、若しくは適正な履行を妨げる行為(以下「不当介入」という。)を受けたときは、毅然として拒否し、その旨を速やかに発注者に報告するとともに、所轄警察署に届け出ること。

(2) 受注者の下請業者が不当介入を受けたときは、当該下請業者に対し速やかな報告を指導するとともに、報告を受けた場合は速やかに発注者に報告し、所轄警察署に届け出ること。

(不当介入排除の遵守義務違反)

#### 第5条

受注者が前条に違反した場合は、安房郡市広域市町村圏事務組合契約に係る暴力団対策措置要綱に基づき、指名停止その他必要な措置を講ずるものとする。

2 受注者の下請業者が不当介入の報告を怠った場合も、前項と同様とする。